

岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会規約

- 第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会と称する。
- 第2条 本協議会は、次に掲げる市村教育委員会がこれを設ける。
高山市教育委員会 飛騨市教育委員会 下呂市教育委員会 大野郡白川村教育委員会
- 第3条 本協議会は、採択地区内の市村教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。
- 第4条 採択地区内の市村教育委員会は、本協議会の協議の結果を尊重するものとする。
- 第5条 本協議会は、採択地区内で次に掲げる者の中から選出した21名の委員をもって構成する。
(1)市村教育委員会の教育長
(2)市村教育委員会の教育委員
(3)市村教育委員会事務局に勤務する職員で学校教育に専門的知識を有する職員
(4)採択地区内の小・中学校の校長及び教頭
(5)採択地区内の学識経験者及び保護者代表
2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。
3 委員は非常勤とし、任期はその年度の8月31日までとする。
- 第6条 本協議会は、会長1名及び副会長1名を置く。
2 会長には飛騨地区教育長会会長を充てる。
3 副会長には飛騨地区教育長会会長があらかじめ指名した者を充てる。
- 第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 第8条 本協議会の庶務は、本協議会会長の属する教育委員会に置く。
2 庶務は、協議会の事務処理、会計処理等を行う。
- 第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。
- 第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。
- 第11条 本第3条の目的を達するために、本協議会は、必要に応じて研究員を置く。
2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから会長が委嘱する。
3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員となることができない。
4 研究員は、岐阜県教育委員会から提示された選定に必要な資料その他を参考にし、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。
- 第12条 会長は、地区採択協議等の会議を開催するに当たって、採択基準に基づいて教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。
- 第13条 本協議会は、会計監査員2名を置くことができる。
- 第14条 本協議会に要する経費は、高山市、飛騨市、下呂市、大野郡白川村がそれぞれ分担するものとする。
- 第15条 この規約に定めるものの他、必要な事項は、協議会にはかつて定める。
附則 この協議会は、採択地区内の市村教育委員会の議決を経て設置されるものとする。
附則 この規約は、平成18年7月18日から施行する。
附則 この規約は、平成24年7月4日から施行する。
附則 (附則期日)
1 この規約は、平成27年5月18日から施行する。
(経過措置)
2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間の第五条の規定の適応については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。